

福利厚生事務の手引

改訂

令和 3 年 8 月



公立学校共済組合宮崎支部
宮崎県教育庁財務福利課

4 産前産後休業期間中の掛金免除

組合員が出産休暇を取得した場合、共済組合の掛金（短期、退職等年金・厚生年金、介護）の徴収が免除される期間があります。

① 産前産後休業による掛金免除期間

開始 産前42日（多胎妊娠の場合98日）に該当する日の属する月と産前休暇の取得開始日が属する月のいずれか遅い月から。

但し、出産予定日より後に出産した場合、出産予定日の42日前に該当する日の属する月から。

終了 産後56日に該当する日の翌日が属する月の前月まで。

但し、産後56日を経過する前に産前産後休業を終了したときは、終了日の翌日が属する月の前月まで。

（留意事項）

- ・ 出産には、正常分娩の外、妊娠4か月（85日）以後の早産、死産、流産、優生保護法に基づく人工妊娠中絶を含みます。
- ・ 「産前産後休業掛金免除（変更）申出書」の提出が行われない場合は、免除されませんので注意してください。

② 提出書類

ア 免除開始時の提出書類

- ・ 産前産後休業掛金免除（変更）申出書（記入例83ページ）
- ・ 産前産後休業の期間が確認できる休暇処理簿の写し

※ 早産等の事由で、出産後に申請することとなったときは、出産日が確認できる書類（母子健康手帳、出産証明書等）の写しも合わせて添付してください。

イ 出産後の提出書類（※ アの提出時に出産日が報告されている場合は省略）

- ・ 産前産後休業掛金免除に係る出産日連絡票（様式集40ページ）
- ・ 出産日が確認できる書類（母子健康手帳、出産証明書等）の写し
- ・ 産前産後休業の期間が確認できる休暇処理等の写し

※引き続き育児休業を取得する場合は、育児休業掛金免除申請書〔§Ⅲ－Ⅶ－5（6）を参照〕の手続を同時に行ってください。

ウ 免除期間を変更するとき（産後休暇を短縮する場合）の提出書類

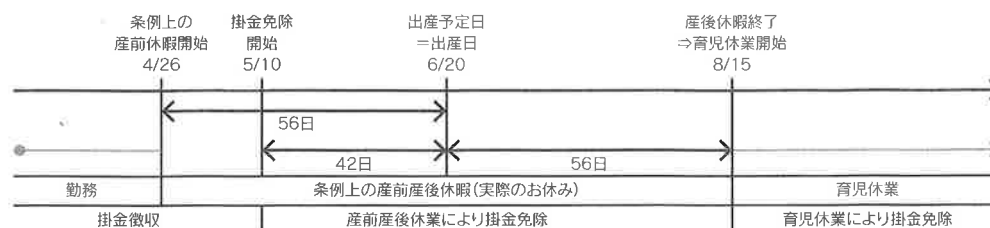
- ・ 産前産後休業掛金免除（変更）申出書（様式集39ページ）
- ・ 産後の休暇期間が終了したことが確認できる休暇処理簿の写し

③ 主な掛金免除の事例

事例1 出産予定日どおり出産した場合（その2）

産前休暇56日（8週間） 産後休暇56日（8週間）

出産予定日＝出産日：令和3年6月20日



産前産後休業に係る掛金免除期間：5月～7月

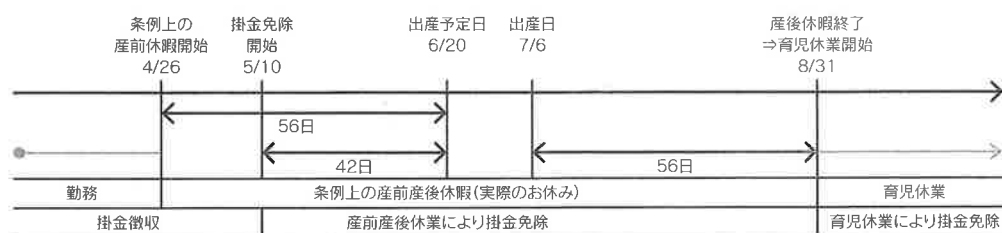
育児休業に係る掛金免除期間：8月～

事例2 出産予定日より遅れて出産した場合

産前休暇56日（8週間） 産後休暇56日（8週間）

出産予定日：令和3年6月20日

出産日：令和3年7月6日



産前産後休業に係る掛金免除期間：5月～8月

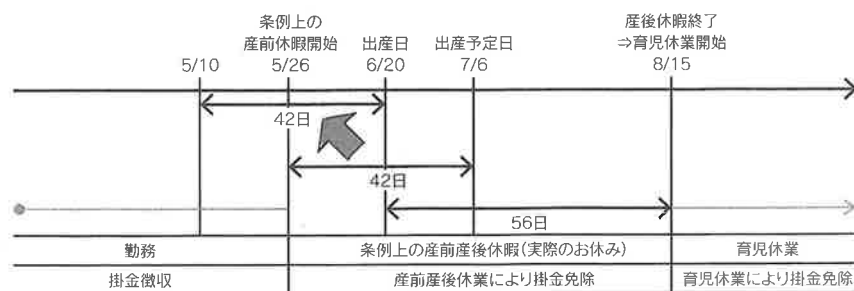
育児休業に係る掛金免除期間：9月～

事例3 出産予定日より早く出産した場合①

産前休暇42日（6週間）産後休暇56日（8週間）

出産予定日：令和3年7月6日

出産日：令和3年6月20日



産前産後休業に係る掛金免除期間：5月～7月

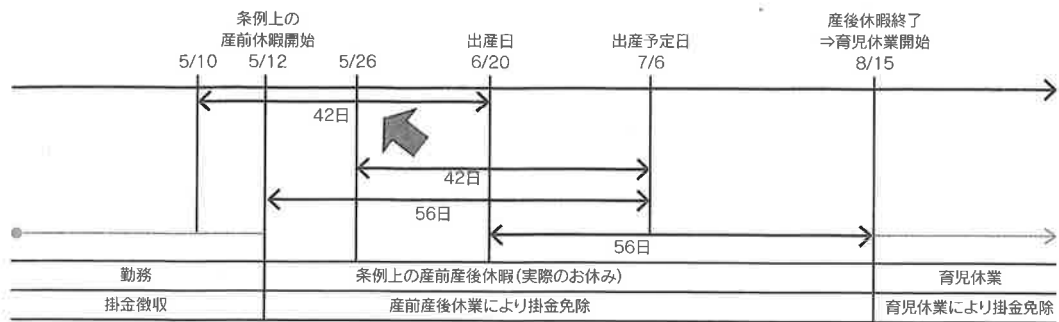
育児休業に係る掛金免除期間：8月～

事例4 出産予定日より早く出産した場合②

産前休暇56日（8週間）産後休暇56日（8週間）

出産予定日：令和3年7月6日

出産日：令和3年6月20日



産前産後休業に係る掛金免除期間：5月～7月

育児休業に係る掛金免除期間：8月～